

大分県技能人材育成表彰のご案内

対象となる事業者

大分県に主たる事業所を有する者であって、

- ・大分県中小企業活性化条例第2条第1項に定める中小企業
- ・中小企業等協同組合法第3条第4号で規定する企業組合
- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条で規定する協業組合

表彰の要件

表彰は、次の①に該当し、かつ②～⑤のいずれかに該当する県内中小企業等に対して行います。

- ①大分県内での事業実績が直近で5年以上あり、その間労働関係及びその他重大な法令違反がないこと。
- ②技能の向上のために技能者の能力開発に積極的に取り組んでいること。
- ③地域や業界における技能継承や技能検定の推進に積極的に取り組み、その貢献が顕著であること。
- ④技能者の処遇・地位向上に積極的に取り組んでいること。
- ⑤その他人材育成について独自の取組を行っていること。

応募の流れ

- 応募制：表彰を希望する中小企業・団体が、必要書類を提出してください。

< 提出方法 > 下記の提出先へ、直接持参または郵送してください。
※持参の場合は、平日9時～17時の間のみ受け付けます。

< 期 限 > **令和5年7月31日(月曜日) 必着**

< 提 出 先 > 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県 商工観光労働部 雇用労働政策課 職業能力開発班
TEL:097-506-3330 FAX:097-506-1756

選考・表彰

- ・選考委員会を開催し、応募者の中から被表彰者を決定します。
- ・被表彰者には後日、表彰式において表彰状を授与します。

その他

- ・各種様式は、大分県ホームページからダウンロードできます。
- ・表彰要綱、選考基準なども上記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
- ・提出された資料は原則、返却しませんので、返却を要する書類は添付しないでください。



【問い合わせ先】

大分県商工観光労働部雇用労働政策課 職業能力開発班（県庁舎本館7階）

TEL：097-506-3330